

学 則

1. 研修の目的

高齢化が進む昨今、介護を通じて高齢者の生活を支え、その質を向上させるため、理念・技能をそなえた人材を育成し、地域の福祉に貢献する。

2. 研修の名称

研修事業の名称は次のとおりとする。

エンビト福祉カレッジ

介護員養成研修事業

3. 研修の要旨

(1) 年間事業計画

研修過程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	対象者
初任者研修	札幌市 A B C D E	通信 (平日昼間)	8ヶ月	2ヶ月	30	75,000	一般
	札幌市 A	通信 (平日夜間)	8ヶ月	2ヶ月	30	75,000	一般

※事業所(研修会場)

札幌市 A: 札幌市北区北18条西7丁目2-1

札幌市 B: 札幌市白石区南郷通1丁目北8番1号 ディノス札幌白石ビル1階

苫小牧市 C: 苫小牧市住吉町1-3-20 住吉コミュニティセンター

中標津町 D: 中標津町西10条南9丁目1-4 中標津総合福祉センタープラット

旭川市 E: 旭川市10条通12丁目4199-166 子ども総合相談センター

(2) 受講対象者

札幌市近郊在住、在勤で通学可能な者とする。

(3) 受講料内訳

内 訳	金 額
講義・演習代	68,520円
テキスト代	6,480円
【旭川事業】内 訳	金 額
講義・演習第	43,520円
テキスト代	6,480円

4. 受講手続

(1) 募集時期

開講日の1月前から募集し、3日前に締め切る。(定員に達した時点で締め切る)

(2) 受講料納入方法

申込後、指定の期日までに指定金融機関への振込、受付での現金支払により、納入する。

なお、研修の開始までに受講料が振り込まれないときには、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当社の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

5. カリキュラム

カリキュラムは、別紙1のとおりとする。

6. 研修の免除

なし

7. 主要テキスト

初任者研修

令和4年改訂5版 株式会社日本医療企画 初任者研修課程

8. 修了認定

(1) 出欠の確認方法

① 各教科の開始前に出欠確認を行う。

② 研修欠席者の扱いについては、理由の如何にかかわらず、遅刻した場合は欠席とする。

(2) 成績の評定方法

① 通信課題について、3回に分けて添削指導を行うこととし、各回とも問題数に0.7を乗じて得た値(小数点以下切捨)以上の正答数であることを合格基準とする。

不合格となった場合は、所定の課題により、基準を満たすまで添削指導を繰り返す。

面接指導の講義・演習については、成績の評定は行わない。

② 修了評価は、講師による評価と筆記試験により行う。

講師による評価は、研修科目「9.こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得度について評価する。合格基準は7割以上のA判定とする。

筆記試験は、問題数に0.7を乗じて得た値(小数点以下切捨)以上の正答数であることを合格基準とする。

(3) 修了の認定方法

① 修了の認定は、研修教科の全てに出席しなければならない。ただし、欠席した教科については、当校の指定する他の講座を受講することにより、出席した者として取り扱う。

② 通信の講義について、研修教科の試験に合格しなければならない。ただし、不合格の評定を受けた者は、所定の課題により、再試験に合格しなければならない。

③ 通学の講義について、研修教科の試験に合格しなければならない。ただし、不合格の評定を

受けた者は、再試験に合格しなければならない。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙2の修了証明書を交付する。

(5) 修了証明書の再交付

修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。

HPより再交付申請書申し込み後、原則PDFでの交付とする。

紙媒体希望の場合は本人が来訪して直接手渡しとする。

再発行手数料はどちらも一律1,500円(消費税込)を申し受ける。

9. 補講の取扱い

研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められるものについては、講義・演習総時間数の1割を上限とする。ただし、補講にかかる受講料については、1日毎に、1科目につき2,000円を受講者の負担とする。また、補講の実施は原則として当校において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。

10. 退学規定

(1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。

(2) 受講者が当校の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。

① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められるもの。

② 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反したもの。

11. 講師

講師については、別紙3の講師一覧、別紙4の講師調書のとおりとする。

12. 実習施設

実施しない。

13. その他

施行細目

この学則は必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項であると認められる時は、当校がこれを定める。

14. 付則

この学則は、令和7年3月25日から施行する。